

千葉市健康支援課プロポーザル方式（企画提案）による業者選定委員会設置要綱

（設 置）

第1条 本市は、健康支援課の所管に係るプロポーザル方式による物品等提供事業者の選定に関し必要な審査を行うため、千葉市健康支援課プロポーザル方式による業者選定委員会（以下「委員会」という。）を健康支援課内に置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市から提供する物品等の作成などに関する企画提案について、提案内容の審査及び最優秀提案の決定を行う。

（組 織）

第3条 委員会は健康支援課長を委員長とし、健康支援課長が指名した3区の健康課長をもって組織する。

（職 務）

第4条 委員会の委員長は、会務を総理する。

2 委員会の委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長が指定する者がその職務を代理する。

（任 期）

第5条 委員の任期は、選任の日から協働事業者決定の日までとする。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、定数の4分の3以上の出席により成立する。

3 委員会は、別に定める審査要領に基づき、企画提案書の審査および最優秀提案の決定を行う。

（庶 務）

第7条 委員会の事務局は健康支援課に置き、委員会に係る庶務を処理する。

（補 則）

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は健康支援課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。